

## 地域振興助成事業 開催趣意書

1. 公益社団法人では、年間経常費用の50%以上を公益事業支出とすると法律で定められている。単なる寄附行為・寄贈行為は公益事業と認められず、法人会（本会・支部を問わず）がいかにその事業に携わっているかが重要である。
2. 経常費用の50%以上の公益事業支出を満たすには、本会が行う事業だけでは困難で、支部が行う事業においても公益事業を行う必要がある。
3. 公益法人移行申請時に、神奈川県公益認定委員会より、各支部が行っているバス研修会は公益事業として認められないとの答申があった。
4. 公益事業は事前に神奈川県公益認定委員会に申請し、承認を得ることが必要で、承認を得た事業は、毎年実施する必要がある。
5. 各支部が単独で公益事業を行う為には、それぞれで承認を得る必要があり、手続き上煩雑である。それならば全支部と本会が一丸となって、一つの公益事業を開催した方が継続しやすい。
6. 支部全体の事業となる為、各支部が支部活動費の中から均等額を拠出し、事業費の一部に経常する。
7. 運営は、支部役員並びに本会役員で実行委員会を立上げ、法人会一丸となって取り組む。
8. 事業の内容としては、ショーまたはコンサート等を開催し、そのチケットの売上金、および会員の方々よりの協賛金の中から、鶴見区内にて活動している団体、グループに公募のうえ、審査を行い、助成金を交付する事により、各団体の活性化の一翼を担う。
9. 本事業の目的は、本事業を通じて鶴見区内に法人会の知名度を上げ。会員増強に繋げる事と共に、公益支出割合を高めるものである。
10. 当法人会の地域振興助成事業への協賛金については、公益社団法人としての税法上の優遇措置が適用され、法人の方は寄附金控除（国税）、個人の方は市県民税の寄附金税額控除されるよう、神奈川県、横浜市に申請承認済。